

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市会議員団 ☎ 2・2・2-3728 FAX 211-2130
 市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2018年1月21日号



新年の諸行事に参加させて頂いています。上から、韓国民団府本部新春年賀交歓会、全京都生活と健康を守る会新春のつどい、六孫王神社でのとんど祭

市「寄付」の返済を断る市民も!?

歳末貸付の奇々怪々

市の歳末生活資金を借りようとしたAさんに対し、市曰く「37年前の貸付の『返済未納』分が残っているから貸せない」。「時効」を主張しても認められず、では「未納」分を納める名目は?との質問に、市は「寄付金」との回答でした???。昨年暮れの話で、井上議員も議会で質問しました。

市の対応に、Aさんは、やりくりして「未納」分を「寄付」。何とか借りることができていた。市長が決め

●道義的には色々な考えがあり得るが、法律的には、時効を生かすと主張(援用)すれば時効成立ではないか。
 ○要綱で「以前に資金の貸付けを受け、その償還が完了していない世帯には貸付ない」と決まっている。
 ●要綱を知った上で聞いている。市長が決め

た要綱より民法の大原則が優先ではないか。
 ○市のルールは市のルール。
 ●法律の原則を生かすべき。返済の場合、なぜ「寄付」なのか。
 ○他に収入科目がない。
 ●「貸付の償還金」と言えないのは、最早、償還金ではないからだ。
 「寄付」は、要綱で言う「償還」のお金とは無関係で、寄付しなければ貸付ないとはどこにも書いていない。「寄付が条件」との対応は、

国保の「都道府県化」とは? 保険料、減免制度はどうなる?

学習会です。どなたでもご参加ください。(参加費無料)

日時: 1月25日(木)午後6時30分~

会場: 中小企業会館709号(西大路花屋町上ル東側)

お話: 井上けんじ市会議員

山内よし子府会議員

主催は南区社会保障推進協議会

「民泊」と京のまちを 考えるつどい

京都を「住み続けられる町」にするために

日 1月27日(土)13:30~開会
 場 ルビノ京都堀川・平安の間
(堀川沿い下呉町通下ル)

日本共産党市議団・府議団・府委員会

**最近の
相談から**

◎建物の解体や建替えで、近隣への影響が問題になってきている事例が増えています。ほとんどが、民泊やホテル等、

明文の規定もなく、市の勝手な運用で根拠がない。寄付の強要を条件にするのは間違いだ。
 ○「寄付」との名目については検討する。
 ●①37年前の債務は、時効の援用によって消滅、完済要件は時効制度を無視するもの、②滞納金を滞納金としてではなく、本来の制度とは無関係の「寄付」として強要し、要件とすることも、根拠がなく市の恣意的運用だ。

◎賃金が低く、会社からは通勤手当も出ません。生活が大変。井上議員が計算したら生活保護が可能。近日申請予定です。



繁っていた樹木の剪定が実現

◎宿泊施設への転用です。